

随意契約理由

案件名 下水道工事に伴う配水管布設替工事（令和6年度山辺地区1工区）

本件は、「能勢町」が発注する能勢町山辺地区の公共下水道管渠工事（以下、「下水道工事」）に伴い、支障となる豊能地域水道センターが所管する既設配水管を布設替する工事である。

下水道工事については、(株)福田組が受注し施工することから、本工事についても下水道工事と同一業者に請け負わせることで、適切な施工や瑕疵の明確化及び工期の短縮を図ることが可能である。

従って、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号の規定により、下水道工事の受注者である(株)福田組と随意契約を行うものである。

比較見積の省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用第13条関係第1項第1号により、比較見積もりを省略する。

<参考>

- ・ 下水道工事受注業者 株式会社 福田組
- ・ 下水道工期 契約締結の日～令和7年1月31日まで

随意契約理由

案件名 下水道工事に伴う配水管布設替工事（令和6年度山辺地区2工区）

本件は、「能勢町」が発注する能勢町山辺地区の公共下水道管渠工事（以下、「下水道工事」）に伴い、支障となる豊能地域水道センターが所管する既設配水管を布設替する工事である。

下水道工事については、(株)福田組が受注し施工することから、本工事についても下水道工事と同一業者に請け負わせることで、適切な施工や瑕疵の明確化及び工期の短縮を図ることが可能である。

従って、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号の規定により、下水道工事の受注者である(株)福田組と随意契約を行うものである。

比較見積の省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用第13条関係第1項第1号により、比較見積もりを省略する。

<参考>

- ・ 下水道工事受注業者 株式会社 福田組
- ・ 下水道工期 契約締結の日～令和7年1月31日まで

随意契約理由

案件名 下水道工事に伴う配水管布設替工事（令和6年度稲地地区）

本件は、「能勢町」が発注する能勢町稲地地区の公共下水道管渠工事（以下、「下水道工事」）に伴い、支障となる豊能地域水道センターが所管する既設配水管を布設替する工事である。

下水道工事については、(株)福井組が受注し施工することから、本工事についても下水道工事と同一業者に請け負わせることで、適切な施工や瑕疵の明確化及び工期の短縮を図ることが可能である。

従って、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号の規定により、下水道工事の受注者である(株)福井組と随意契約を行うものである。

比較見積の省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用第13条関係第1項第1号により、比較見積もりを省略する。

<参考>

- ・ 下水道工事受注業者 株式会社 福井組
- ・ 下水道工期 契約締結の日～令和7年1月31日まで